

# 株式会社うるる 定 款

定款変更履歴

| 制定・改定年月日          | 履歴    |
|-------------------|-------|
| 平成 13 年 8 月 27 日  | 作成    |
| 平成 13 年 8 月 28 日  | 公証人認証 |
| 平成 13 年 8 月 31 日  | 会社成立  |
| 平成 17 年 11 月 1 日  | 一部変更  |
| 平成 19 年 1 月 9 日   | 一部変更  |
| 平成 21 年 9 月 19 日  | 一部変更  |
| 平成 23 年 4 月 1 日   | 一部変更  |
| 平成 23 年 5 月 20 日  | 一部変更  |
| 平成 24 年 3 月 23 日  | 一部変更  |
| 平成 24 年 6 月 22 日  | 一部変更  |
| 平成 24 年 9 月 28 日  | 一部変更  |
| 平成 25 年 1 月 22 日  | 一部変更  |
| 平成 25 年 6 月 25 日  | 一部変更  |
| 平成 26 年 7 月 15 日  | 一部変更  |
| 平成 26 年 9 月 12 日  | 一部変更  |
| 平成 26 年 10 月 1 日  | 一部変更  |
| 平成 26 年 10 月 17 日 | 一部変更  |
| 平成 26 年 12 月 19 日 | 一部変更  |
| 平成 27 年 6 月 30 日  | 一部変更  |
| 平成 28 年 8 月 25 日  | 一部変更  |
| 平成 30 年 6 月 27 日  | 一部変更  |
| 令和元年 6 月 26 日     | 一部変更  |
| 令和 4 年 6 月 28 日   | 一部変更  |
| 令和 5 年 6 月 28 日   | 一部変更  |
| 令和 7 年 10 月 1 日   | 一部変更  |

## 定 款

### 第1章 総 則

#### 第 1 条（商 号）

当会社は、株式会社うるる と称し、英文ではULURU. CO. , LTD. と表示する。

#### 第 2 条（目 的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. データ入力代行
2. スキャニングサービス
3. 在宅ワーク事業推進
4. コンピュータソフトウェアの開発、制作及び販売
5. 各種通信情報システムの導入に関するコンサルタント業務
6. 教育出版物及び教育機器の製作及び販売
7. 学習、教育用教材の企画、制作及び販売
8. 人材育成のための教育事業及びカウンセリング
9. 各種資格取得講演会の開催及び通信教育事業
10. 広告業
11. マーケティング業
12. 職業紹介事業
13. 資金移動業
14. 労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業
15. 入札に関するコンサルティング業務
16. コンピューターによる写真及び映像の処理及び販売
17. 通信販売業
18. メディア運営
19. アウトソーシング業務受託事業
20. コールセンター事業
21. 在宅ワーカーを活用した事業
22. 前各号に付帯関連する一切の業務

#### 第 3 条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

#### 第 4 条（機 関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

#### 第 5 条（公告の方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。

② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、44,796,800株とする。

### 第7条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

### 第8条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

### 第9条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③ 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第10条（株主名簿管理人）

当会社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

### 第11条（株式取扱規則）

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第12条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録質権者としてすることができる。

## 第3章 株主総会

### 第13条（招 集）

当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- ② 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

#### 第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。

② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

#### 第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第17条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

#### 第18条（株主総会議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第19条（取締役の員数）

当社の取締役は、10名以内とする。

#### 第20条（取締役の選任）

当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### 第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

## 第22条（代表取締役及び役付取締役）

当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

## 第23条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

## 第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

## 第25条（決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## 第26条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

## 第27条（取締役会議事録）

取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名捺印又は電子署名を行う。

## 第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

## 第29条（取締役に対する報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第30条（取締役の会社に対する責任の制限）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金2000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

### 第31条（監査役の員数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

### 第32条（監査役の選任）

当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

③ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### 第33条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

但し、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

### 第34条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

### 第35条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

### 第36条（決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。

### 第37条（監査役会議事録）

監査役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名捺印又は電子署名を行う。

### 第38条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。

### 第39条（監査役に対する報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める

#### 第40条（監査役の会社に対する責任の制限）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金2000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

### 第6章 会計監査人

#### 第41条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第42条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第43条（会計監査人に対する報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

### 第7章 計 算

#### 第44条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までの年1期とする。

#### 第45条（期末配当金）

当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

#### 第46条（中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

#### 第47条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。